

県立学校における盗撮防止等ガイドライン

令和7年8月

埼玉県教育委員会

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	（1）環境整備及び点検	
	（2）個人所有端末の利用制限	
	（3）来校者への協力依頼	
	（4）教職員への研修・児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	2
	（1）被害者保護	
	（2）警察への通報等	
	（3）教職員が加害者の場合	
	（4）児童生徒が加害者の場合	
6	継続的な見直し	3
7	関係法令	3
	（1）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	（2）性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態 の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	（3）埼玉県迷惑行為防止条例	
	（4）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律	
	（5）個人情報保護に関する法律	
8	相談先	4
	（1）埼玉県教育委員会	
	（2）各市町村教育委員会	
	（3）性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

県立学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、県立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

- (1) 対象者
児童生徒及び教職員並びに来校者
- (2) 対象場所
学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

- (1) 環境整備及び点検
 - ア 環境整備
 - (ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
 - (イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。
 - (ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。
 - イ 点検
 - 施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。
 - (ア) 日常点検
 - 清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。
 - (イ) 定期点検
 - a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
 - b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなっていく。
 - c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。
 - d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、県立学校人事課に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。
 - (ウ) 臨時点検
 - a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。((イ)aを除く。)

- b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などに行う。
- c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

(2) 個人所有端末の利用制限

- ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って児童生徒等を撮影することを禁止する。教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。児童生徒が所有する端末の利用については、各校の校則等に基づくものとする。
- イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

- ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。
- イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。
- ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。

(イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

(1) 被害者保護

- ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- イ 必要に応じ状況等について確認を行う。
- ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。
- エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を

検討する。

オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。

カ 盗撮画像や動画が SNS などでは拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

(2) 警察への通報等

ア 迅速に管轄の警察へ通報する。

イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。

ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。

(3) 教職員が加害者の場合

ア 県立学校人事課へ報告を行う。県立学校人事課は事実確認を行い適切な処置を行う。

イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

(4) 児童生徒が加害者の場合

ア 県立学校人事課へ報告を行う。

イ 加害児童生徒の動機や状況等について丁寧に聞き取りを行い、校則に基づく懲戒の要否を検討する。生徒を停学以上の懲戒とする場合は、生徒懲戒の手続き等に関する基準に基づき生徒指導課に報告を行う。

ウ 必要に応じ加害児童生徒に対しカウンセリングを行う。

6 継続的な見直し

県教育委員会が、他自治体も含めた盗撮事案の調査や法改正を踏まえ本ガイドラインや不祥事防止研修プログラムの見直しを行った場合には、必要に応じ学校での対応の見直しを行う。

7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629

学校電話相談 048-830-6737

(2) 各市町村教育委員会

(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

アイリスホットライン 0120-31-8341

盗撮防止にかかる定期点検票

点検日	
点検者 (管理職)	
点検者	

1. 施設・設備の点検

※ チェック欄は○・×で記入

該当ない場合は「－」で記入

(1) トイレ		チェック欄	備考
1	換気扇、トイレ扉上下部の隙間、天井付近に不審な機器がないか。		
2	清掃用具入れやサニタリーボックスの中に不審物がないか。		
3	トイレトペーパーに不審な物が差し込まれていないか。		
4	便器の内側や周辺に不審な物はないか。		
5	個室の仕切り上下部スペースに不審な物はないか。		
6	小型録画機器が設置されていないか。(時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。)		
7	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(2) プール及びプールの更衣室		チェック欄	備考
1	外部からの覗き見防止設備(目隠しなど)が適切に機能しているか。		
2	プールを使用していない時に出入口は施錠されているか。		
3	プールの出入口等の鍵の管理は適切に行われているか。		
4	プールサイドに不要な物は置かれていないか。		
5	更衣室やシャワールームに不審物がないか。		
6	更衣室を使用していない時は施錠されているか。		
7	更衣室の鍵の管理は適切に行われているか。		
8	更衣室の窓や鍵の破損はないか。		
9	更衣室が整理整頓され、余計な物は置かれていないか。		
10	更衣室の壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
11	更衣室の天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはないか。		
12	すのこの下や脱衣用ロッカーの周りに不審な物はないか。		
13	換気扇や通気口などに不審な物はないか。		
14	小型録画機器が設置されていないか。(時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。)		
15	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(3) 更衣室(児童生徒用)		チェック欄	備考
1	使用しない時は施錠されているか。		
2	鍵の管理は適切に行われているか。		
3	窓や鍵の破損はないか。		
4	余計な物は置かれていないか。		
5	置かれている物に不審な穴やテープはないか。		
6	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
7	天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはないか。		

8	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはないか。		
9	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
10	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられているか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はないか。		
12	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		
13	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(4) 更衣室（職員用）		チェック欄	備考
1	使用しない時は施錠されているか。		
2	鍵の管理は適切に行われているか。		
3	窓や鍵の破損はないか。		
4	整理整頓されているか。（乱雑に物が置かれていないか。）		
5	置かれている物に不審な穴やテープはないか。		
6	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
7	天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはないか。		
8	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはないか。		
9	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
10	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられているか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はないか。		
12	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		
13	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(5) 教室		チェック欄	備考
1	黒板消しや机の裏、椅子の裏に不審物がないか。		
2	プロジェクターや配線周りに不審物がないか。		
3	整理整頓されているか。（乱雑に物が置かれていないか、不審物はないか。）		
4	置かれている物に不審な穴やテープはないか。		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
6	天井や壁に不自然な剥がれや穴などはないか。		
7	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはないか。		
8	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
9	テレビ、時計、空調機器などに不審な物はないか。		
10	換気扇や通気口などに不審な物はないか。		
11	スクリーンやスピーカー、照明器具などに不審な物はないか。		
12	鍵の管理は適切に行われているか。		
13	教室移動の時などに施錠はされているか。		
14	窓の鍵に破損はないか。		
15	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられているか。		
16	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		
17	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(6) 保健室		チェック欄	備考
1	鍵の管理は適切に行われているか。		

2	使用していない時に施錠はされているか。		
3	窓や鍵の破損はないか。		
4	整理整頓されているか。（乱雑に物が置かれていないか。）		
5	置かれている物に不審な穴やテープはないか。		
6	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
7	天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはないか。		
8	ロッカーや棚などは整理され、不審な物はないか。		
9	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
10	換気扇や通気口、空調機器などに不審な物はないか。		
11	ベッドや検診器具などに不自然な箇所などはないか。		
12	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		
13	鏡や窓ガラスが不審な構造になっていないか。		

(7) 部室・合宿所・体育館		チェック欄	備考
1	棚やロッカーの裏、上部、内部に不審物がないか。		
2	荷物や段ボールが乱雑に置かれていないか。		
3	鍵の管理は適切に行われているか。		
4	使用していない時に施錠はされているか。		
5	窓や鍵の破損はないか。		
6	置かれている物に不審な穴やテープはないか。		
7	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
8	天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはないか。		
9	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
10	換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はないか。		
11	更衣に利用しているスペースの場合は、(3)の点検を行う。		
12	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		

(8) 階段・廊下・昇降口		チェック欄	備考
1	荷物や掲示物が乱雑に置かれていないか。		
2	掲示板に不審な点がないか。		
3	階段の下から覗くことができる状態にないか。		
4	下足入れに不審なものはないか。		
5	小型録画機器が設置されていないか。（時計型、ペン型、ボタン型などの隠しカメラがないか。）		

2. 行動・人員の確認

	点検項目	確認内容	結果
1	教員の見回り	更衣室やトイレ付近を教員が定期的に巡回しているか。	
2	来校者の管理	工事業者や外部業者などが必要のないエリアに立ち入っていないか。	
3	生徒間の行動	生徒が他の生徒を不自然に撮影していないか。	
4	行事時の撮影管理	学校行事の撮影が許可された範囲内で行われているか。	
5	スマートフォンの撮影	個人所有のスマートフォンでの撮影が行われていないか。	

3. ルール・規律の遵守状況

	点検項目	確認内容	結果
1	撮影許可のルール徹底	撮影が必要な場合、許可を得ているか（例：学校行事や授業での撮影）。	
2	不審物発見時の対応ルール	不審物や盗撮行為が発見された際の対応手順が全教職員に周知されているか。	
3	保護者への周知	保護者への盗撮防止策の周知をしているか。	
4	生徒への教育	生徒に盗撮防止の重要性が定期的に教育されているか。	
5	撮影禁止エリアの周知	更衣室やトイレなど撮影禁止エリアに掲示物が設置されているか。	
6	校則や規定の遵守状況	校則に基づいた盗撮禁止規定が生徒と教職員に徹底されているか。	

4. 盗撮発覚時の対応

	点検項目	確認内容	結果
1	初動体制の確立と周知	盗撮が起きた場合の対応者が決められており、全員に共有されているか。	
2	被害者支援体制	被害者の心理的ケアや保護のための体制が整っているか。	
3	関係機関への通報ルール	必要に応じて警察や教育委員会に通報する手順が教職員に周知されているか。	
4	証拠保全のルール	盗撮が発覚した際の機器押収や証拠保全の手順が明確化されているか。	
5	防犯カメラの確認	防犯カメラを設置している場合には、映像を確認したか。	

5. 日常点検の実施状況

	点検項目	確認内容	結果
1	点検頻度の徹底	日常点検が定期的の実施されているか（週1回、月1回などの頻度）。	
2	点検記録の保存	点検記録が適切に保存され、後から確認できるようになっているか。	
3	点検結果の共有	点検結果が教職員や関係者に共有され、改善点が迅速に対応されているか。	

6. 点検後の対応

	点検項目	確認内容	結果
1	問題箇所の改善	点検で発見された課題が迅速に対応・改善されているか。	
2	追加の教育・啓発	点検結果に基づき、児童生徒や教職員、保護者への追加の研修や指導が実施されているか。	
3	再点検の必要性	問題箇所が改善された後に再点検が必要か。	